

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|------------|--|
| 事故種類 | 同乗者負傷 |
| 発生日時 | 令和2年8月23日 10時43分ごろ |
| 発生場所 | 香川県土庄町土庄鹿島海水浴場南方沖 <small>とのしょう</small> <small>おうじまえ</small> 王子前港A防波堤灯台から真方位249° 1,800m付近 （概位 北緯34° 28.4′ 東経134° 10.4′） |
| 事故の概要 | 水上オートバイ「悠夢-菜花」は、遊走中、同乗者が落水して負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和2年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | <p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×A×D、船質 機関、出力、進水等</p> 水上オートバイ 「悠夢-菜花」、0.2トン 240-66471香川、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、183.9kW、平成28年2月 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 43歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年7月30日 免許証交付日 令和2年4月23日 （令和7年7月29日まで有効） 同乗者A 30歳 |
| 死傷者等 | 負傷 1人（同乗者A） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、土庄鹿島海水浴場南方沖（以下「本件海域」という。）で、令和2年8月23日10時42分ごろ、遊走の目的で、同乗者Aを船尾側の座席に、もう1人の同乗者（以下「同乗者B」という。）を船首側の座席にそれぞれ座らせ、遊走を開始した。 船長は、本件海域で右旋回したところ、船首部が浮上して、10時43分ごろ同乗者Aが落水して下半身にジェットノズルからの噴流を |

| | |
|---|--|
| | <p>受けた。</p> <p>船長は、落水した同乗者Aが下半身に痛みを訴えたので負傷したことを知り、本船に引き揚げて陸岸に戻った。</p> <p>同乗者Aは、10時54分ごろ船長の知人が要請した救急車で香川県小豆島町内の病院に搬送された後、同県高松市内の病院に転院した。(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> |
| その他の事項 | <p>船長及び同乗者Aは、数人の知人と共にレクリエーションの目的で、本件海域に集まり、バーベキュー等を楽しむ間に、本船で遊走するなどしていた。</p> <p>船長は、ラッシュガード*1、膝までの遊泳用水着及び固型式救命胴衣を着用していた。</p> <p>同乗者Aは、水着の上に、上半身はラッシュガードを着て、下半身にはレギンス*2をはき、固型式救命胴衣を着用していたが、噴流から身体を保護できるウェットスーツボトム等の着用はしていなかった。</p> <p>船長は、同乗者Aを本船にこれまでに何度か乗船させたことがあった。</p> <p>船長は、水上オートバイの操縦経験が5年以上あり、同乗者を後部座席に搭乗させたことや、本件海域付近を航行したことが何度もあった。</p> <p>船長は、本船が右旋回時に船首が浮上したのは、いつもどおりの操船をしたつもりであったが、無意識のうちにスロットルレバーを強く握っていたのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、同乗者が身体を十分に保持しているか確認していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本船の取扱説明書及び本船に貼り付けられた警告ラベルで、噴流による下半身開口部への負傷の危険性及び身体を保護するウェットスーツボトム等の着用についての記載を見たことがあり、落水した同乗者が水上オートバイの噴流により負傷することがあることも報道などで知っていたが、これまでに同乗者を落水させたことがなかったので、ウェットスーツボトム等の着用までは必要ないと思っていた。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析 | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件海域において、船長が、同乗者Aを船尾側の座席に、同乗者Bを船首側の座席にそれぞれ乗せ、本船を右旋回させた際、無</p> |

*1ラッシュガード：日焼けや皮膚の損傷を防ぐために、主に屋外の水場で用いられる衣料

*2レギンス：下半身に密着させて履く主に女性が着用する衣服

| | |
|--------------|--|
| | <p>意識のうちにスロットルレバーを強く握って操作したことから、本船の船首が浮上し、同乗者Aが後方に落水してジェットノズルからの噴流を下半身に受けて負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者Aの着座、身体保持、詳細な負傷状況等については、同乗者Aから情報が得られず明らかにすることができなかった。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が本件海域において、船長が、同乗者Aを船尾側の座席に、同乗者Bを船首側の座席にそれぞれ乗せ、本船を右旋回させた際、無意識のうちにスロットルレバーを強く握って操作したため、本船の船首が浮上し、同乗者Aが後方に落水してジェットノズルからの噴流を下半身に受けたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、水上オートバイを旋回させる時は、スロットルレバーの調整を慎重に行うこと。 ・ 船長は、水上オートバイの乗船者には、ジェット噴流による負傷事故防止のために、身体を保護できるウェットスーツボトム等を着用させること。 |

付図1 事故発生経過概略図

